

■ Article ■

平成28年度税制改正大綱の主要課題を見る (1)

拓殖大学准教授 稲葉知恵子

平成27年12月24日に「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定された。平成28年度税制改正は経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うため、租税特別措置法上の見直し等によって課税ベースを拡大し、財源を確保しつつ、法人実効税率の「20%台」への引下げを実現した(現行の法人実効税率32.11%から29.97%へ引き下げられた)。

また、平成29年4月より消費税率が10%へ引き上げられるため、同時に消費税の軽減税率制度を導入することが明示された。軽減税率制度の対象となる品目は酒類及び外食を除く飲食料品や新聞の定期購読料であり、軽減税率は8%である。

あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に対する税制上の措置が講じられた。

今回と次回の2回にわたって、「平成28年度税制改正の大綱」の主要課題について概観する。本稿では法人課税と個人所得課税について扱い、次号で資産課税、消費課税等を扱う。

【法人課税】

平成27年度税制改正に引き続き、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げ」成長志向の法人税改革が推進された。法人税率(平成27年度23.9%)を、平成28年度に23.4%、平成30年度に23.2%に引き下げる。一方で財源を確保するために、租税特別措置の見直し、欠損金繰越控除の更なる見直し、法人事業税の外形標準課税の更なる拡大がなされる。また、減価償却制度の見直しもなされた。法人課税について具体的には、以下の改正項目を掲げている¹⁾。

○成長志向の法人税改革

| | 平成27年度 | | 平成28・29年度 | 平成30年度 |
|---------------------|--------|---|-----------|--------|
| 法人税率 | 23.9% | ⇒ | 23.4% | 23.2% |
| 法人事業税所得割 | 6.0% | | 3.6% | 3.6% |
| (参考) 国・地方の法人実効税率 | 32.11% | | 29.97% | 29.74% |

※平成28年度までは、地方法人特別税を含む

1 財務省「平成28年度税制改正の大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/28taikou_gaiyou.pdf

- ・課税ベースの拡大等：
 - －租税特別措置の見直し（後掲）
 - －減価償却の見直し（建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化）
 - －欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人の控除限度 平成28年度：所得の65%⇒60%、平成29年度：所得の50%⇒55%）
 - －法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（現行（平成27年度）：3/8⇒平成28年度：5/8）
- 租税特別措置の見直し
 - ・生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止（現行：即時償却等⇒平成28年度：特別償却率50%等⇒平成29年度：廃止（平成28年度税制改正案において明確化）
 - ・環境関連投資促進税制の見直し（売電用の太陽光発電設備の除外等）
 - ・雇用促進税制の見直し（対象地域・対象雇用者の限定）等
- 地方法人課税の偏在是正（平成29年度～）
 - ・法人住民税法人税割の税率の引下げ及び地方法人税の税率の引上げ
 - ・地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止
 - ・法人事業税交付金の創設
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設
 - ・地域再生法の改正を前提に、地方公共団体の行う同法の認定計画に記載された一定の事業に関連する寄附金を支出した場合の税額控除を創設
- 復興支援のための税制上の措置
 - ・復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一定の見直しを行いつつ、適用期限を5年延長（その際、被災地の実情等を踏まえ、一部要件緩和）等

平成28年度税制改正において、法人税の税率を23.4%に引き下げ、地方法人課税においては大法人向けの法人事業税の外形標準課税について、8分の5へと拡大する。これとあわせて、所得割の標準税率を3.6%に引き下げる。この結果、国・地方を通じた法人実効税率は29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。

財源を確保するため、課税ベースは拡大する。租税特別措置法は下記のように廃止・期限延長等が行われる。

生産性向上設備投資促進税制：適用期限をもって廃止する。機械装置等の

「即時償却又は5%の税額控除」と建物・構築物の「即時償却又は3%税額控除」の規定については平成28年3月31日をもって廃止となる。

機械装置等の「50%特別償却又は4%税額控除」と建物・構築物の「25%特別償却又は2%税額控除」の規定については平成29年3月31日をもって廃止となる。

雇用促進税制：2年延長される。

地方拠点強化税制（雇用促進税制の特例）：所得拡大促進税制との併用が可能となる。

環境関連投資促進税制：2年延長される。風力発電設備の即時償却は廃止する。また、税額控除の対象資産から車両運搬具を除外する。

交際費等の損金不算入制度：2年延長される。

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例：2年延長される。対象法人から「常時使用する従業員の数が1,000人超の法人」は除外される。

また、課税ベースを拡大するという観点から平成27年度税制改正に引き続き、欠損金の繰越控除制度について、控除限度割合が下記のとおり改正される。

| 平成27年度税制改正後 | | 改正案 | |
|---------------------|---------|---------------------|---------|
| 事業年度開始日 | 控除限度割合 | 事業年度開始日 | 控除限度割合 |
| 平成27年4月～ 平成29年3月 | 100分の65 | 平成27年4月～ 平成28年3月 | 100分の65 |
| | | 平成28年4月～ 平成29年3月 | 100分の60 |
| 平成29年4月～ | 100分の50 | 平成29年4月～ 平成30年3月 | 100分の55 |
| | | 平成30年4月～ | 100分の50 |

(出所) 平成28年度税制改正の大綱、41頁。

地方創生の推進という観点から、地方法人税に関する改正がなされた。

外形標準課税適用法人の所得割の標準税率が引き下げられたことに伴い、平成28年度の地方法人特別税の税率も見直される。

| | 現行 | 改正案 |
|---|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって 法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 | 93.5% | 414.2% |

(出所) 平成28年度税制改正の大綱、43頁。

平成29年度からは法人住民税の法人税割の標準税率・制限税率が下記のとおり引き下げられる。これに伴い、地方法人税の税率を10.3%（現行：4.4%）に引き上げ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

| | 現行 | | 改正案 | |
|-----------|------|-------|------|------|
| | 標準税率 | 制限税率 | 標準税率 | 制限税率 |
| 道府県民税法人税割 | 3.2% | 4.2% | 1.0% | 2.0% |
| 市町村民税法人税割 | 9.7% | 12.1% | 6.0% | 8.4% |

【個人所得課税】

平成 28 年度税制改正では、少子化対策・教育再生等に向けた取組みという観点から措置が講じられた。

女性活躍の推進を図るため、配偶者控除に代わって、夫婦の所得から一定額の控除を認める「夫婦控除」を創設する案が議論されたが、これについては次年度以降さらなる検討を重ねることとなった。個人所得課税について具体的には、以下の改正項目を掲げている²。

○空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入

・相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000 万円）を導入。

○三世帯同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入

・三世帯同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入（借入金：住宅借入金等の年末残高の 1～2%、自己資金：標準的な工事費用相当額の 10%）。

○スイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）の導入

・検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチ OTC 医薬品の購入費用（年間 1.2 万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入。

○個人の寄附税制の包括的な見直し

・国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入。
・公益法人等について、個人寄附に係る税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和。

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世帯同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度が導入される。

セルフメディケーション（自主服薬）推進のため、一定のスイッチ OTC 医薬品を年 12,000 円超購入した場合、88,000 円を上限として税額控除を受けることができる。スイッチ OTC 医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいう。

2 財務省「平成 28 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/28taikou_gaiyou.pdf

教育・子育ての環境の充実を図る観点から、経済的な理由で修学が困難な学生に対して支援を行うことを可能とするため、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入する。

財務省 「平成 28 年度税制改正の大綱」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf

財務省 「平成 28 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/28taikou_gaiyou.pdf

以上